

徳島県口蹄疫防疫マニュアル改正の概要

平成22年7月8日

1 対策本部等の組織体制を整理

「徳島県危機管理対策本部」の下部組織である「口蹄疫農林水産部防疫対策本部」及び「徳島県口蹄疫現地対策本部」の組織の設置・運営に係る規定及び組織体制図等について、所要の整理を実施

2 政府が策定した口蹄疫防疫措置実施マニュアルに関連する修正

本病の早期発見・早期通報のための監視強化を一層徹底するとともに、発生時における防疫の迅速化を図る。

- (1) 異常家畜の発見の通報から原則2時間以内に立入検査を実施する。
- (2) 動物衛生研究所で実施する遺伝子検査を待たず、症状写真や疫学情報に基づき感染疑いを早期に判定。
- (3) 疑い確認から原則24時間以内に殺処分、72時間以内に埋却を終了。
- (4) 拡大防止のため、移動制限区域内で講じる防疫措置を具体化
 - ・発生農場から半径1km圏内にある農場の抗原検査及び抗体検査
 - ・発生農場から半径3km圏内にある農場の電話聞き取り調査
 - ・移動制限区域内にある大型肉用牛農家及び養豚農家の臨床検査
 - ・移動制限区域内のすべての農場に対し、踏み込み消毒槽の設置